

行政法

～公共利益の確保と国民の権利利益の保護のために～

研修目標

実務への応用と的確な解釈・運用を学ぶ

我々の日常生活や自治体職員の仕事に「行政法」は深く関わっており、「行政活動」の①主体（組織法）、②ルール・手段（作用法）、③住民の救済手段（救済法）について、エッセンスを学ぶ。

特徴PR

行政実務に関する法律、条文、判例を理解する

行政に関する法全般である「行政法」の全体を把握し、行政実務に関する法律、条文、判例を理解することで、業務に応用できる法知識を修得することができます。

詳細

- * 開催日 9月15日(火)/16日(水)
- * 時間 1日目 9:30～17:00
2日目 9:00～16:00
- * 定員 20名
- * 日数 2日
- * 研修場所 道庁別館
- * 対象者 係長(同相当職)
採用後3年以上の一般係員
- * 研修方法 講義

予定研修科目

- 1 行政法の世界
- 2 行政法の法源と基本ルール
- 3 行政組織
- 4 行政的な行為形式
- 5 その他の行為形式
- 6 行政による規範定立
- 7 行政の義務履行確保
- 8 行政手続法
- 9 行政不服審査法
- 10 行政事件訴訟法
- 11 国家賠償法・損失補償

予定講師

秦 博美 (前) 北海学園大学 法学部教授

東北大学法学部卒業後、北海道庁入庁。35年間の道庁勤務のうち通算15年間を総務部（法制）文書課で、条例・規則審査、行政不服審査、訴訟、各部からの法律相談等の業務に従事。総務部法制文書課長、監査委員事務局次長を歴任。2012年4月から北海学園大学法学部教授。自治体法（地方自治等）、自治体職員論等を担当。2022年3月退官。

予定研修日程

※1日目と2日目の時間帯が異なりますのでご注意ください。

1日目	2日目
<p>9:30 開講・オリエンテーション</p> <p>行政法の世界 行政法の法源と基本ルール 行政組織 伝統的な行為形式 その他の行為形式 行政による規範定立</p> <p>17:00 終了</p>	<p>9:00 開始</p> <p>行政の義務履行確保 行政手続法 行政不服審査法 行政事件訴訟法 国家賠償法・損失補償</p> <p>16:00～ 事後調査 閉講</p>

※研修の進め方、内容が変更になることもございますのでご了承ください。